

## 第2回 広島市入札等適正化審議会概要

### 1 会議名

平成26年度第2回広島市入札等適正化審議会

### 2 開催日時・場所

平成26年10月27日（月） 午後2時00分～午後3時40分  
市役所本庁舎14階 第7会議室

### 3 出席委員名

木村会長、足立副会長、石井委員、松田委員

### 4 事務局

財政局契約部長ほか4名

### 5 説明等のため出席した職員（審議順）

都市整備局営繕部部長  
都市整備局営繕部営繕課耐震対策担当課長  
都市整備局緑化推進部公園整備課長  
都市整備局営繕部設備課電気設備担当課長

### 6 議題（公開，非公開の別）及び審議の概要

#### (1) 平成26年度建設工事等の入札・契約制度の見直しについて（公開）

事務局から見直しの内容について、説明を行った。  
見直しの内容に対して、委員から意見はなかった。

#### (2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成26年4月分から6月分まで）（公開）

- ア 工事の発注状況について
- イ 低入札価格調査制度の運用状況について
- ウ 指名停止措置等の運用状況について
- エ 苦情処理の運用状況について
- オ 談合情報への対応状況について

事務局から(2)のアからオについて、取りまとめて報告を行った。  
報告に対して、委員から意見はなかった。

#### (3) 抽出事案の審議（公開）

- ア 伴小学校給食場休憩室新築その他工事（条件付き一般競争入札）
- イ 宇品中学校校舎耐震改修その他工事（条件付き一般競争入札）
- ウ 広島広域公園テニスコート改良工事（26-1）（通常型指名競争入札）
- エ 西区地域福祉センターエレベーター設備改修工事（随意契約（特命））

(3)のアからエまでについて、各工事担当課長から各々の発注した工事について説明を行い、質疑応答を行った。

- (4) 次回の審議会開催日程について  
日程については、後日調整を行い、決定することになった。
- (5) 平成26年度第3回審議会で説明を受ける工事の抽出について  
次回の会議で審議する事案の抽出は、足立委員が担当することになった。

7 傍聴人の人数  
傍聴者 0人

8 発言の要旨  
主な質疑応答は、次のとおりである。

#### 抽出事案の審議

##### ① 伴小学校給食場休憩室新築その他工事（条件付き一般競争入札）

- Q1 入札・見積調書にある「無効」とあるのは、どのようなものか。  
A1 入札価格が最低制限価格未満であったため「無効」となったものである。
- Q2 当該小学校の児童数等はどうか。  
A2 平成26年5月1日現在で、児童数は1,040人、学級数は35学級となっている。
- Q3 改修内容はどのようなものか。  
A3 児童数の増加により、下処理室等を拡幅するため休憩室部分を取り込むことになり、休憩室を別途新築するものである。

##### ② 宇品中学校校舎耐震改修その他工事（条件付き一般競争入札）

- Q1 低入札による調査を行っているが、下請業者にしわ寄せがいつているということはないか。  
A1 受注業者は、当該現場の近くで同様な工事を施工中であるため、経費を削減できている。
- Q2 地場企業の育成の観点から、総額失格基準の水準の引き上げを行った今回の入札・契約制度の見直しは良い方向だと思う。  
Q3 受注額が低いと施工が悪くなるという傾向か。  
A3 国では平成25年度に、一般管理費が一定額を下回ると施工の評価点が低くなり、一方で一定額を上回ると評価点が上昇するという傾向があったとして、調査基準価格の算定式の一般管理費の乗率を0.3から0.55に引き上げた。本市もこの度の見直しにあたり、国の算定式に準じることとした。

##### ③ 広島広域公園テニスコート改良工事（26-1）（通常型指名競争入札）

- Q1 入札手続きには問題ないが、広域公園のテニスコートばかり改修しているという印象を受ける。  
A1 基町にもテニスコートがあるが、クレーコートとしているため、大規模な改修はない。
- Q2 今後の改修計画はどうか。  
A2 今後の計画としては、改修後10年経過したころに再度、改修となる予定であるが、この仕様の場合、今後は表層部分のみの改修で済むため、経費的にも軽減されることに

なる。

④ 西区地域福祉センターエレベーター設備改修工事（随意契約（特命））

Q 1 シンドラー社製のエレベーターは何基あるのか。

A 1 市有施設では、40基ある。

Q 2 事故を起こした同型のエレベーターは何基あるのか。

A 2 南区役所の別館に1基あり、本件と合わせて2基となっている。

Q 3 南区役所別館のエレベーターの改修工事は終了しているのか。

A 3 終了している。

Q 4 平成24年10月の事故では、シンドラー社への指名停止措置は行われたのか。

A 4 当該事案での指名停止措置はない。